

議案第 10 号

君津市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

君津市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会と君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）に規定する君津市個人情報保護制度審議会を統合し、審査請求及び個人情報保護制度の運用に係る調査審議を併せて取り扱う諮問機関を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、君津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項の規定により審査会に諮問をした情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした君津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年君津市条例第号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、審査会を置く。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 君津市個人情報の保護に関する法施行条例第11条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験を有する者並びに情報公開及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を述べ

る機会を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第9条 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 2 市長は、審査請求人等から意見書又は資料が審査会に提出されたときは、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 1 2 条 諮問庁は、諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第 1 3 条 審査会は、第 3 条第 3 号の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、市の職員等その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第 4 項の規定による改正前の君津市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第 2 1 条の規定により市に置かれた同条に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行の日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第 2 1 条第 6 項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(君津市情報公開条例の一部改正)

4 君津市情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第 3 章 審査請求等

第 1 節 諮問等（第 1 8 条—第 2 0 条）

目次中 第 2 節 君津市情報公開・個人情報保護審査会（第 2 1 条） を

第 3 節 審査会の調査審議の手続（第 2 2 条—第 2 7 条）

第 4 章 補則（第 2 8 条—第 3 3 条）

」

「第 3 章 審査請求等（第 18 条—第 20 条）  
第 4 章 補則（第 21 条—第 26 条）」に改める。

第 3 章第 1 節の節名を削る。

第 19 条第 1 項中「以下この章」を「第 3 項」に改め、「場合を除き、」の次に「君津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年君津市条例第 号）第 3 条に規定する」を加え、「第 21 条第 1 項を除き、」を削り、同条第 3 項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第 3 章第 2 節及び第 3 節を削る。

第 4 章中第 28 条を第 21 条とし、第 29 条から第 33 条までを 7 条ずつ繰り上げる。

君津市情報公開・個人情報保護審査会条例附則新旧対照表

改正案	現 行
<p>*附則第4項関係 君津市情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）</p> <p>第3章 <u>審査請求等（第18条—第20条）</u></p> <p>第4章 <u>補則（第21条—第26条）</u></p> <p>附則</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。<u>第3項</u>において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>君津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年君津市条例第 号）第3条に規定する君津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関 _____ は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなけれ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u></p> <p>第1節 <u>諮問等（第18条—第20条）</u></p> <p>第2節 <u>君津市情報公開・個人情報保護審査会（第21条）</u></p> <p>第3節 <u>審査会の調査審議の手續（第22条—第27条）</u></p> <p>第4章 <u>補則（第28条—第33条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1節 <u>諮問等</u></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。<u>以下この章</u>において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 _____ 君津市情報公開・個人情報保護審査会（<u>第21条第1項を除き、以下「審査会」という。</u>）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関 <u>（以下「諮問実施機関」という。）</u> は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなけれ</p>

ばならない。

(1) ～(3) 省略

ばならない。

(1) ～(3) 省略

### 第2節 君津市情報公開・個人情報保護審査会 (設置)

第21条 第19条第1項の規定による諮問及び君津市個人情報保護条例(平成9年君津市条例第3号)第28条第1項に規定する諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、君津市情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、情報公開及び個人情報保護制度の運用に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者並びに情報公開及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3節 審査会の調査審議の手続 (審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったとき



は、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出等）

第24条 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 市長は、審査請求人等から意見書又は資料が審査会に提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（提出資料の写しの送付等）

第25条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求

(行政文書の管理)

第21条 省略

(情報提供の充実)

第22条 省略

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、規則で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第22条第1項の規定により審査会へ提示された行政文書を除く。）の閲覧を求めることができる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(行政文書の管理)

第28条 省略

(情報提供の充実)

第29条 省略

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第23条 省略

(実施状況の公表)

第24条 省略

(出資法人の情報公開)

第25条 省略

(委任)

第26条 省略

第30条 省略

(実施状況の公表)

第31条 省略

(出資法人の情報公開)

第32条 省略

(委任)

第33条 省略